WORK LIFE BALANCE 2017

仕事と生活のバランス

vol.34

変えよう働き方　認めよう多様性
笑顔が広がる　ワーク・ライフ・バランス

公益財団法人兵庫県勤労福祉協会
ひょうご仕事と生活センター

contents

特集 2-4 長時間労働の是正に向けて

5　私たちの仕事場～「仕事と生活のバランス」最前線～　日本ジャイアントタイヤ株式会社（たつの市）
6　クローズアップ　ワーク・ライフ・バランス推進月間
7　「プラン」と「キーパーソン」が組織を動かす！～キーパーソン養成講座を開催～
　　ワーク・ライフ・バランス関連書籍紹介
　　県政トピックス　中小企業奨学金返済支援制度（中小企業就業者確保支援事業）のご案内
8　information　ひょうご仕事と生活センターWLBフェスタ

特集

長時間労働の是正に向けて

労働者の健康障害や過労死の要因として昨今問題視されている長時間労働。今年３月、政府が「働き方改革実行計画」を示した背景には、経済成長を図る目的とともに、長時間労働の是正や時間に制約のある労働者が働き続けられるような働きやすい職場づくりなど、ワーク・ライフ・バランス実現のねらいがあります。国が進める働き方改革や長時間労働是正に向けた動き、兵庫労働局での具体的な取組などを、兵庫労働局の片野圭介さんと中川望さんに伺いました。

トップ自らが旗を振り 重大な問題として取組を

川村副センター長

川村　日本では時間を意識せず働くことで高い経済成長を誇ってきましたが、これからは時間当たりの生産性を意識して働くことが求められます。兵庫労働局がどのような取組を行い、各企業がどのような対策を講じているかなど、ご紹介いただきたいと思います。まずは、片野課長に政府の取組の経緯をお伺いします。

片野　長時間労働や過重労働を抑制・是正し、健康障害を防止することは政府全体での課題です。もともと問題意識はありましたが、国全体での動きへとシフトしたのは2014年6月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂がきっかけでした。働き方改革の実現が掲げられ、その具体策として働き過ぎ防止のための取組強化が明記されたのです。

また、同年６月に成立し11月に施行された「過労死等防止対策推進法」でも、「過労死等は、企業はもちろん国や地方公共団体も協力して防がなければならない」とされ、国が大綱（2015年７月に策定）を定めることや、毎年11月を過労死等防止啓発月間とすることなどが決まりました。厚生労働省では、これら閣議決定や法律を踏まえ、2016年から残業（時間外・休日労働）が月80時間を超えるおそれのある全事業場への監督指導を実施しています。

川村　そうした中で昨秋、大手広告代理店の若い社員が自殺したのは、過重労働が原因との労災認定が下り、マスコミが大きく報じました。これが契機となり、過重労働等を社会問題として取り上げる動きが加速しましたね。

片野　厚生労働省は昨年12月、過重労働の抑制に向けて「『過労死等ゼロ』緊急対策」を策定しました。対策には３本の柱があります。

１つ目は「違法な長時間労働を許さない取組の強化」、２つ目は「メンタルヘルス・パワハラ防止対策のための取組の強化」、３つ目は「社会全体で過労死等ゼロを目指す取組の強化」です。

特に、１つ目については今年１月、過重労働の抑制の前提条件となる正確な労働時間を把握するためのガイドラインが策定されました。また、違法な長時間労働が一定程度認められる企業(※)については、企業名を公表する動きも始まっています。

厚生労働省・兵庫労働局では毎年11月に「過重労働解消キャンペーン」を展開し、重点的な監督指導を行っています。昨年のこの期間は県内358事業場に監督指導を実施、うち約７割に当たる250事業場で労働基準関係法令違反が、約35%に当たる128事業場で違法残業が見つかり、県内の労働環境はまだまだ長時間労働傾向にあることが明らかとなりました。

川村　どのような違反事例があったのでしょうか。

片野　例えば、ある一般港湾運送業の会社でタイムカード等の労働関係書類を調査したところ、同社の36協定（特別条項付き）で定めた月90時間を超える時間外労働を労働者に行わせており、うち２人は、「過労死ライン」の一つとされる月100時間も超えていました。このため、労働基準監督署は労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告し、長時間労働を抑制するための行政指導も行いました。結果、現在では過重労働は一定程度抑制されています。

川村　具体的な改善方法についてお聞かせください。

※月100時間を超える違法な時間外労働を行っている労働者が企業内で10人ないし4分の1以上認められる状況が頻発する企業等

座談会

兵庫労働局労働基準部
監督課長 **片野 圭介**さん

兵庫労働局雇用環境・均等部
指導課長 **中川　望**さん

×

ひょうご仕事と生活センター
副センター長 **川村 貴子**
（コーディネーター）

片野　企業によりさまざまですが、多くの場合、まずはガイドラインに基づき労働者の正確な労働時間を把握し、その上で適切な 36 協定を結んで改善・是正を図っていただくことが重要です。

片野監督課長

36 協定については、そもそも協定自体がない企業もあります。ある場合でも協定当事者が適正か、過度に長時間の設定になっていないか、所轄の労働基準監督署にきちんと届け出ているかなどの確認が必要です。

先ほど、約 35% の事業場で違法残業が見つかったと話しましたが、これは、① 36 協定を結んでいない、または有効期間が過ぎているのに残業をさせている、② 36 協定の限度時間を超えて残業させている、③ 36 協定が適正に結ばれていないなどのものをいいます。

36 協定は、長時間労働を招く原因でもあり、現在、労働政策審議会などで上限規制について議論しています。各企業でも、まずは自社の協定締結状況を確認した上で、ワーク・ライフ・バランスを見据えた協定締結に向け、労使で話し合っていただきたいですね。

川村　経営者自身がすべきことはありますか。

片野　総務など担当部署任せにするのではなく、自ら動くことが必要です。全国での取組事例の一つに、企業のトップがスローガンを設定して朝礼などで決意表明し、システムの自動化による業務の効率化やフレックスタイム制の導入による働き方の柔軟化、さらに時間単位年休の導入、法定日数を超える介護休業の付与など、休み方の幅を広げたことで時間外労働を約 25% 削減し、かつ生産性が 1.5 倍に向上したケースがありました。

今は過重労働の撲滅に向けてオールジャパンで取組が行われ、違反があった場合には厳しく是正を求める時代です。企業に対する信用やイメージにも大きく影響し、企業の存続に関わるといっても過言ではないでしょう。単なるコンプライアンスの観点だけではなく、重大な問題として受け止め、改善していただきたいです。

労働局とセンター双方をうまく活用して改善を

川村　労働局では違反事例を取り締まる一方、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、企業を積極的に応援する制度や取組もありますね。続いて、指導課の中川課長にお話を伺いたいと思います。

中川　人口減少社会を迎え、生産年齢人口が減少する中、必要な労働力を確保するためには女性や高齢者の活躍が不可欠です。一方で、育児や家族の介護を行う労働者にとって長時間労働は大きな負担となり、離職に直結しかねません。団塊の世代が介護を要する年齢になってきている一方で、未婚者の増加やきょうだい数の減少、共働き世帯の増加などにより、働きながら育児や家族の介護を行う人は増加すると思われます。これからの社会

36協定とは？

労働基準法では１日 8 時間、1 週 40 時間の労働時間と原則週１回の休日が定められるとともに、残業・休日労働については、使用者と事業場の労働者の過半数で組織する労働組合（ない場合は事業場の労働者の過半数の代表者）が締結した労使協定を労働基準監督署長に届け出た場合、協定に沿った労働時間の延長と休日労働が認められています。この労使協定のことを、法律の規定条項である第 36 条をとって「36（さぶろく）協定」と呼んでいます。

では、残業の少ない働き方、多様な働き方が求められています。

中川指導課長

雇用環境・均等部指導課は法違反の取り締まりを行う監督課と異なり、企業に対して長時間労働改善の取組に役立つさまざまな情報の提供を行うとともに、個別に支援しています。具体的には、「働き方・休み方改善コンサルタント」の派遣や、兵庫労働局のホームページ等で参考となる事例の紹介などを行っています。

川村　「働き方・休み方改善コンサルタント」とは。

中川　社会保険労務士等の資格を持つ人で、希望する企業には無料で２回派遣します。１回目は企業を訪問して労働環境を診断し、２回目に長時間労働削減方法や利用できる職場改善助成金の紹介など個別の改善プランを提案します。

コンサルタントに相談すると労働基準監督署に情報が筒抜けになって取り締まりを受けるのではと懸念されるかもしれませんが、コンサルタントが得た情報が労働基準監督署に流れることはないので、安心してご利用ください。

川村　当センターでも相談員が訪問して指導を行うとともに、必要に応じて社会保険労務士やキャリアコンサルタントなどの資格を持つ専門講師を派遣しています。子育て中の男女や高齢者、障害者も働きやすい職場づくりなど企業のワーク・ライフ・バランス推進を支援するのは、労働局と共通しています。今後も情報の共有など効果的に連携を図っていきたいですね。

中川　企業の皆さまには、労働局のコンサルタントとセンターの相談員派遣制度を併用することで、異なった視点からのアドバイスを得て、より効果的な改善につなげていただけたらと思います。

また、当局のホームページでは、働き方改革に取り組んで成果を挙げた企業の事例を紹介しており、特に優良な企業は厚生労働省の「働き方・休み方改善ポータルサイト」で取り上げています。残業時間の削減に成功した事例には、定時退社日や消灯時刻の設定、社内放送による退社の呼び掛け、朝型勤務の導入、シフト勤務の細分化による無駄のない人員配置などにより成果を挙げたケースがあります。

「働き方・休み方改善ポータルサイト」ホームページ

なお同サイトでは、長時間労働等の実態を把握するための自己診断もできます。

川村　働き方改革や長時間労働の是正等、国を挙げて法整備等が進められていく中、兵庫労働局も積極的に企業を支援されていることが分かりました。しかし、長時間労働の是正に向けては、まだまだ取組が進んでいない企業が多く、何から手を付けてよいか分からないという声もセンターに寄せられています。

まず、企業のトップが従業員全体に向かって本気度を示していただくことが重要だと考えています。その第一歩として、「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」制度を設けており、現在 1,500 を超える企業・団体が宣言しています。より多くの企業に宣言していただき、その上でワーク・ライフ・バランスの取組が一定水準に達している「認定企業」を増やしていけたらと考えています。

具体的に取組を進めるに当たっては、専門講師の派遣や育児・介護代替要員確保支援助成金などの助成制度などもありますので、ぜひ活用していただきたいと思います。

中川　労働局でも中小企業を対象にした職場意識改善助成金を設けており、経営コンサルタントの派遣に要する費用や IT の労務ソフトウェア導入の資金などに適用されます。国とセンターの助成金をうまく組み合わせていただけたらと思います。

川村　センターではワーク・ライフ・バランスの推進を広く発信するため、11 月 17 日（金）の午後、県公館で「働き方改革・長時間労働の是正」をテーマに著名な講師や先進企業を招いたフェスタを開催する予定です。

片野　労働局でも同日 18 時から 20 時 30 分まで神戸市産業振興センターで毎年恒例の「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。企業の働き方改革の取組を推進し、国民・県民の啓発を図るという趣旨の下、昨年法制度化されたストレスチェック制度についての講演や、企業の取組事例、過労死等遺族の発表などが行われる予定です。

川村　その日一日を「WLB デー」「WLB 学びの日」と位置付けて、多くの方に足をお運びいただきたいですね。本日は、ありがとうございました。

一人一人が考え行動し生産性の向上を図る

建設車両用タイヤを製造する日本ジャイアントタイヤ株式会社。従業員一人一人が自らの仕事に責任を持ち、働き方を管理することで仕事の効率アップを図り、ワーク・ライフ・バランスの向上にもつなげています。

工場長と社員による「ラウンドテーブルミーティング」の様子

日本ジャイアントタイヤ株式会社

各自の時間管理で生産効率性アップを

同社は1971年に東洋ジャイアントタイヤ株式会社として設立、1985年に米国のGoodyear社と合弁して現在の社名となりました。その後2012年に完全子会社となり、新たな経営体制がスタートしました。

新体制から「間接職」においては、〝時間で働く〟から〝成果を出すために働く〟というスタンスにシフトチェンジしました。それまで決められた時間に出退勤していましたが、自ら勤務時間を設定し管理する自己管理型へと移行しています。現在、コアタイムがない〝フルフレックスタイム制〟を導入しており、毎日6時～22時の間で最低4時間勤務が原則としています。「半日年休」と「時間調整」を組み合わせれば、出社しなくてもいい日をつくることも可能としています。

一方、工場の「直接職」においては、年休・半日年休（限度設定なし）に加え、今春から2時間単位の年次有給休暇もテスト導入しました。子どもの学校行事や地域の行事など、上手く活用してもらえればと考えています。

「決められた勤務時間枠に捉われ、上から言われるから働くというスタイルから、仕事の状況に応じて自ら判断し勤務時間を有効に使い、生産効率を上げていけるようになれば」と、今後の展望を期待しています。

会社と社員が一体となり課題解決と生産性向上を

生産性を上げるため、社員のスキルアップにも力を入れています。工場の「直接職」においては、作業プロセス毎に認定制度を導入し、社員は専属のトレーナーの指導の下、技術を習得し、一定レベルに達して初めて「作業認定」がもらえます。作業認定者だけが作業に従事出来ますが、1年経過した段階で再度検証が必要なため、作業者のスキルは一定のレベルを維持出来る仕組みとなっています。

また、2年前から生産性向上の取組として、管理職が毎朝「部署ごとの前日の生産進捗および残業時間」さらに「課題点への対応」を報告し共有化しています。欠勤が出た場合、それにより発生した残業時間を確認・検証も行っています。

残業代もコストなので、部署を跨り検討することで無駄な残業が発生しないようにチェックすると共に、効率化につなげていけるのが狙いです。地道な取組が実を結び、現状残業は1人当たり月平均10時間程度に抑えられています。

次の課題としては、時間で管理されない管理監督者の一部に勤務時間が長い人もおり、勤務時間の短縮について対策を講じていきたいと考えています。

現場の生の声を直接トップに届ける

社内の風通しを良くするために、毎月意見交換の場として「ラウンドテーブルミーティング」を開いています。出席者は、工場長と現場社員数名の構成で、テーブルを囲み「困っていることや疑問点など現場の生の声を聴き取れる」という場です。「工場内で危ないと感じる場所がある」という意見や、「生産量が増えているので人員体制を見直してもらえないか」という要望など、内容は多岐にわたります。工場長に直接伝えることで、場合によってはすぐに改善されることもあります。

新体制から5年、会社と社員が互いにとってより良い状態になることを目指し、一つずつ課題の解決に力を注いでいます。働き方改革により社員一人ひとりの〝ワーク・ライフ・バランス〟の実現に向けてさらなる取組を進めていきたいと考えています。

（文責：ひょうご仕事と生活センター）

人事総務部マネージャーの万年禮さん（左）と和田章さん

日本ジャイアントタイヤ株式会社

事業内容　建設車両用タイヤの製造
従業員数　360 人
所 在 地　たつの市龍野町中井 338
T E L　0791-63-0881
http://www.nippon-giant.co.jp/

クローズアップ

ワーク・ライフ・バランス推進月間

ひょうご仕事と生活センターでは、毎年 11 月を「ワーク・ライフ・バランス推進月間」として、県民や企業の皆さんにワーク・ライフ・バランス（WLB）について理解いただくため〝旬〟のテーマによる講演会など、さまざまなイベントを開催します。

●ワーク・ライフ・バランス　フェスタ

「組織の結束力を高め、働き方改革を実践する」をテーマに、組織が一体となって働き方改革に取り組むにはどのようにすればいいのか、講演やトークセッションを通して取組方法などを紹介します。

日時　11月17日（金）13：00～16：15
会場　兵庫県公館
※詳しくは裏表紙をご覧ください

問い合わせ先　ひょうご仕事と生活センター　☎078-381-5277

●ワーク・ライフ・バランス　地域セミナー

企業が生き残っていくための「新しい働き方」を考えるセミナーを神戸、尼崎、姫路で開催。生産性向上に関する講演やワーク・ライフ・バランスの取組が人材確保・定着につながった企業の事例発表などを行います。

地域	日時	会場	問い合わせ先
神戸	11月 1 日（水）14：00～16：00	兵庫県中央労働センター	兵庫県神戸県民センター 県民交流室県民課　☎078-361-8638
尼崎	11月 2 日（木）14：00～16：00	尼崎商工会議所	尼崎経営者協会　☎06-6411-4281
姫路	11月27日（月）14：00～16：00	姫路労働会館	姫路経営者協会　☎079-288-1011

●過労死等防止対策推進シンポジウム（厚生労働省主催）

昨年法制度化されたストレスチェック制度やメンタルヘルス対策について、精神科医の天笠崇氏による講演や、企業の取組事例、過労死を考える家族の会からの発表などを行います。
※毎年11月は「過労死等防止対策推進月間」です

日時　11月17日（金）18：00～20：30
会場　神戸市産業振興センター　ハーバーホール

問い合わせ先　（株）プロセスユニーク　☎052-934-7202

ワーク・ライフ・バランス　キャッチフレーズが決定！

センターでは、今年も WLB の取組を促進するためのキャッチフレーズを募集しました。応募総数 309 件の中から審査委員会における厳正な審査の結果、次の通り受賞作を決定しました。
グランプリ作品は、情報誌やホームページなどで幅広く発信し、WLB の普及推進に活用していきます。

グランプリ　『変えよう働き方　認めよう多様性
笑顔が広がる　ワーク・ライフ・バランス』
檜和田　実さん（尼崎市）

コメント：「個々のワークスタイルを認めることが、働き方改革につながり、ひいては、みんなの笑顔につながるという思いから表現しました」

準グランプリ　『仕事を楽しみ　暮らしを愉しむ　ワーク・ライフ・バランス』　岸　頌二郎さん（神戸市）

佳　作　『WLB　種蒔く企業に　笑顔咲く』　渡邉　裕美さん（神戸市）
『WLB で　働きがいと生きがいのハーモニー』　中田　文章さん（南あわじ市）

「プラン」と「キーパーソン」が組織を動かす！
～キーパーソン養成講座を開催～

ワーク・ライフ・バランス（WLB）実現推進のための「明日から実践するアクションプラン作成セミナー」と題した「キーパーソン養成講座」の2回目が8月23日に開催されました。同講座は毎年、4回連続講座で行われています。

講座はグループワークが中心。初めに自己紹介と仕事以外での楽しみや最近の出来事などを共有した後、「自組織のWLB実現に向けての課題を教えてください」という質問に対し、「残業が多い」「コミュニケーション不足」という声が複数上がりました。センター主任相談員の藤島一篤氏は、自組織の現状・課題について「なぜ、それが起こるのか」と原因を繰り返し考えることで、課題の根っこの部分を見つけることができると説明しました。

ケーススタディーでは「残業時間削減を考える」と題し、架空の自動車販売会社を例に、同社の残業時間が長時間化する原因を見つけ出すというワークに取り組みました。

最後に藤島氏は、「WLBの取組は100社あれば100通りの形がある」と説き、受講生も、「さまざまな業種の方と情報交換ができ、自社の改善へのヒントになった」「他社の現状を知ることができ、参考になった」など自組織の取組や課題の改善点を共有することで、WLB実現に向けて新たな気づきを得る機会となりました。

インターンシップ体験記

センターでは毎年、インターンシップの大学生を受け入れています。
5日間、上記講座の聴講や企業訪問などを通してWLBについて学びました。

山﨑 愛理さん（芦屋大学臨床教育学部教育学科）

WLBには優秀な人材の定着や従業員のモチベーションアップ、残業削減による省エネ効果などさまざまなメリットがあり、これからの組織の在り方としてWLBの実現がとても重要であると感じました。インターンシップを通してWLBについて知ることができ、理想の働き方に対する考えが大きく変わったことを実感しています。

READ ワーク・ライフ・バランス関連書籍紹介

「オランダ流ワーク・ライフ・バランス」（2015年1月刊行）

「パートタイム王国」とも言われるオランダにおける、賃金より時短を重視した「ワッセナー合意」（1982年）以来の働く側の生活実態と意識の変化をインタビューも交えて紹介。「生活のしかた」と「働き方」の「選択」・「組み合わせ」により、男女ともに「ライフ」をいかに充実させようとしているかに迫る。日本でもWLBは「ライフ」の側からアプローチする必要があると考えさせられる。

著者：中谷 文美　発行：世界思想社　※ひょうご労働図書館で貸出しています

中小企業奨学金返済支援制度（中小企業就業者確保支援事業）のご案内

県政トピックス TOPICS

兵庫県では、県内中小企業の人材確保を図るとともに、若者の県内就職と定着を促進するため、従業員の奨学金返済負担軽減制度を設ける県内中小企業に対して、当該企業の負担額の一部を補助します。

- 補助対象企業　本社が県内にあり、従業員の奨学金返済負担軽減制度を有している中小企業
- 支援対象者　対象企業に勤務する者で、正社員であること、県内事業所に勤務する者であること等の要件を満たす者
- 補　助　額　本人の年間返済額の3分の1（上限6万円／年。ただし、企業負担額の2分の1が6万円を下回る場合は、その額）

問い合わせ先／（一財）兵庫県雇用開発協会　☎078-362-6583

information

ひょうご仕事と生活センター WLBフェスタ

参加無料

「組織の結束力を高め、働き方改革を実現する」
～働き方改革でワーク・ライフ・バランスを実現～

労働力人口が減少する中、人材確保と定着に向けて、従業員が働き続けられる制度の活用や、組織が一体となって働き方改革に取り組む方法等を紹介します。

【 日 時 】 2017年11月17日（金）
13：00～16：15

【 会 場 】 兵庫県公館 大会議室
（神戸市中央区）

プログラム

①表彰式・修了式

- 2017年度ひょうご仕事と生活のバランス企業表彰式
- 2017年度ワーク・ライフ・バランス キャッチフレーズ表彰式
- 2017年度キーパーソン養成講座修了式

②特別講演

「働き方改革に必要な『職場の結束力』とは何か？」

講師：**荻阪哲雄 氏**（株式会社チェンジ・アーティスト　代表取締役社長）

〈プロフィール〉
1963年東京都生まれ。専門は、組織開発論、ビジョン・マネジメント論。これまでの20年間に、3万時間のコンサルティングを展開して、1万人以上のリーダーを支援。組織を動かす「ツボ」と「コツ」を、実践フィールドでわかりやすく教えることに定評がある。著書『リーダーの言葉が届かない10の理由』（日本経済出版社）は Amazon の「リーダーシップ部門」「企業経営部門」「オペレーション部門」の3部門で第1位を獲得し、海外でも翻訳版が出版された。

③トークセッション

「私たちはいかにして『働き方改革』を進めてきたか」

表彰企業・認定企業による事例発表

コーディネーター：**北尾真理子**（ひょうご仕事と生活センター上席相談員）

※申込方法等詳細はセンターのホームページをご覧ください

センターの主な事業

ワンストップ相談
ワーク・ライフ・バランスに関する相談や質問を受け付けています。面談のほか、電話やメールでも対応可能です。

研修・実践支援の実施
相談に応じて、ワーク・ライフ・バランス実現推進に向けた研修や担当者への実践的なアドバイスを実施します。

相談員の派遣
課題やテーマに応じた専門家を無料で派遣し、ワーク・ライフ・バランスについての要望に最適なサポートを提案します。

企業助成
ワーク・ライフ・バランスの実現推進を支援するための各種助成金を用意しています。

公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会

ひょうご仕事と生活センター

〒650-0011
神戸市中央区下山手通 6-3-28 兵庫県中央労働センター 1 階
TEL 078-381-5277
FAX 078-381-5288
E-mail info@hyogo-wlb.jp
開館 月～金曜 9：00 ～17：00（祝休日、年末・年始を除く）

携帯、タブレットからアクセスできます。

http://www.hyogo-wlb.jp/ ひょうご仕事と生活センター 検索

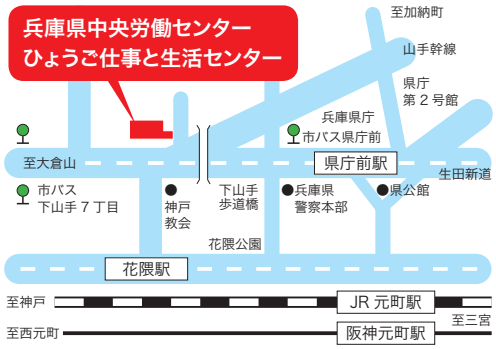

●神戸市営地下鉄「県庁前」駅西出口③から西へ徒歩５～７分
●神戸高速鉄道「花隈」駅東口から北へ徒歩５～７分
●JR「元町」駅西口から西へ徒歩 10 ～ 15 分
●阪神電鉄「元町」駅西口から西へ徒歩 10 ～ 15 分